

令和4年度 モニタリング評価表

モニタリング評価表

施設名 浦安市墓地公園

指定管理者名 公益財団法人うらやす財団

令和5年4月10日

営業日数	利用者数				収入額(指定管理料を除く)		
	個人	団体	年間利用者	達成率	施設利用料 (利用料金収入)	他収入 (自主事業収入等)	計
今年度 365日	6,263人	団体	6,263人	125.3%	円	円	円
前年度 365日	3,788人	団体	3,788人	39.5%	円	円	円

(注1) 達成率は、事業計画書に年間利用者の目標人数等を掲げた施設のみ記載します。5,000人（前年度9,600人）

(注2) 施設利用料は、該当する施設のみ記載します。

(1) モニタリングの内容

- ① 評価の視点を参考に、各評価項目を総合的に評価します。
- ② 協定書や仕様書等で実施することになっている事業などを規定どおりに実施した場合を2点（標準）とします。
- ③ 協定書や仕様書等の内容以上の取り組みや優れた成果が見られた場合に3点とします。
- ④ 協定書や仕様書等に定められた事項が様々な事情で実施できなかった又は予定した水準に到達していない部分がある場合は1点とします。
- ⑤ ③又は④に該当する場合は、その評価を行った理由を評価意見欄に記載します。
- ⑥ 四半期モニタリングでは、その時点での評価を行います。

*施設の性質や設置目的等により、評価の視点を追加変更します。

分類	No	評価項目	評価の視点	指定管理者評価	施設所管課評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	1	設置目的の達成	・施設を最大限活用し、施設の設置目的に沿った成果を得られている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	2	業務従事者の要件等	・業務執行体制（各業務・作業責任者等）が明確になっている。 ・従事者の変更があった場合は速やかに市に報告している。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	3	報告書提出	・法令等で定められた書類が提出されている。 ・年度当初に業務計画書、収支予算書が提出されている。 ・年度末に事業報告書、収支決算書が提出されている。 ・報告書の内容に不備は無い。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	No	評価項目	評価の視点	指定管理者評価	施設所管課評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	4	意思疎通	・市と指定管理者との間で適宜十分な連絡、打合せがなされている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	5	広報関係	・施設内の案内表示等が適切になされている。 ・パンフレット類が整備されている ・ホームページが見易く、適宜更新されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	6	職員の接客	・職員の服装やマナー、言葉遣いは適切である。 ・利用者への案内や説明は適切に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	No	評価項目	評価の視点	指定管理者評価	施設所管課評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持管理事項	7	各種管理記録等の整備・保管	<ul style="list-style-type: none"> ・各種業務計画書、点検記録が適切に整備、保管されている。 ・施設の修繕、事故等の履歴が整備、保管されている。 ・業務日誌等の報告書が整備、保管されている。 ・加入している保険を市に報告している（傷害保険等。） 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持管理事項	8	取扱説明 法定点検 定期点検 修理	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等の取扱説明書が適切に整備・保管されている。 ・法定保守点検は点検内容、時期等が法令基準に基づいて実施され、選任資格者の責任によって計画・実施されている。 ・点検によって異常が認められる場合は、速やかに修繕、交換、分解整備、調整等を行っている。 ・不都合が生じた場合の報告を適切に行い、修理、更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告している。 ・修繕工事は適切に行われ、市に報告している。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	No	評価項目	評価の視点	指定管理者評価	施設所管課評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持管理事項	9	清掃	・施設内の清掃が、適切に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持管理事項	10	計画書等 鍵管理 防災	・業務が計画書に基づいて実施されている。 ・不審者に対しての適宜質問、警察へ通報する等マニュアルを作成している。 ・マスターキー等は、適切に管理されている。 ・防災マニュアルが作成されている。 ・災害時の職員配備体制が明確になっている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持管理事項	11	樹木管理 花壇管理	・植栽の手入れが行き届いており、適切に管理されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営関連事項	12	非常時・緊急時の対応	・緊急事態発生時の対処マニュアルが整備、保管されている。 ・緊急事態発生時や危険が予測された場合、直ちに措置を講じ市に報告した。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	No	評価項目	評価の視点	指定管理者評価	施設所管課評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営関連事項	13	個人情報保護	・利用者等の個人情報を保護するための対策が適切に実施されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営関連事項	14	業務関連情報の共有化	・職員間で情報を共有化する機会が設けられている。 ・ヒヤリハット事例などが施設内で共有化されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	15	機器管理、システム管理	・研修を実施している。 ・更新・変更は常になされている。 ・トラブルが起きた場合、適切に処置している。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	16	管理運営	・利用者が安全に快適に使用できている。 ・利用者からのクレーム対応は適切に行つた。 ・利用者アンケート等の結果から、施設利用者の満足が高い。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	No	評価項目	評価の視点	指定管理者評価	施設所管課評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営事項	17	平等利用の確保	・利用者が限定されない場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されている。 ・利用者が限定される場合、利用者の選定が公平に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	18	職員体制	・施設の管理運営にあたる人員の配置は合理的である。 ・職員の資質・能力向上を図る取組みがなされている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	19	事業の実施状況	・事業計画に基づいた事業が実施されている。 ・施設の設置目的に沿った、自主事業が実施されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

○総評（総合的に判断した管理運営に関する評価・コメント）

・指定管理者

指定管理期間の初年度となる令和4年度の集会施設利用者は、昨年度3,788人に対し、2,475人増の6,263人、達成率は125.3%となりました。その要因は、コロナ禍においても法要を実施する方が増加した事と考えます。

施設運営では、昨年度から始まりました墓所返還という新たな制度についても事前の職員への説明等を行い、予め理解を深めたことで円滑に行うことができました。また、集会施設の和室では洋室タイプの法要室と同じような使用をして頂けるよう、定員数18名分の椅子（木製スツール）を用意し、利便性向上を図りました。あわせて、第3区3街区が新たに供用開始となりましたので、位置を示す案内看板を作成し、休憩所前の駐車場入口に看板を設置することで墓参者は迷うことなく墓所へ移動できているようです。

乾燥時期に発生しやすい芝生火災については、線香販売時の声掛けや墓域などへの注意喚起掲示を行ったほか、火の着いた線香を運ぶ鉄製プレートを点火機付近に配置するなど、火災発生の防止対策を行いました。

墓参者の多いお盆、お彼岸、元旦の駐車場運営については、整理員を配置し車両を誘導することで円滑に行うことができました。

次年度以降も多様なお墓に関する相談等に応えながら、安全で安心な施設運営を行います。

・施設所管課

令和4年度は、墓所返還者等支援事業の開始に伴い、様々な面でご協力いただきまして、大変感謝しております。本事業は次年度以降も継続して行う予定ですので、ご協力いただければ幸いです。

集会施設については、年度途中で新型コロナウイルス感染症対策に伴う規制が緩和されたこともあり、前年度と比べて利用者数が増加したものと考えます。また、これまで椅子が設置されていなかった和室に、木製スツールを設置していただくなど、利用者の利便性向上を図っていただきました。

盆やお彼岸などの墓参者が増加する時期の駐車場運営については、適宜整理員を配置し、入庫待ちの車が道路上まで延伸するのを防いでいただきました。新型コロナウイルス感染症対策に伴う規制緩和に伴い、集会施設同様、墓参者も増加することが想定されますので、今後も円滑な車両誘導にご協力いただければと思います。

第4四半期としては、乾燥時期に該当し、例年芝生火災が発生しているなか、墓参者への声掛けや注意喚起掲示のほか、火をつけた線香を運ぶ鉄製プレートを設置するなど、火災発生の防止に努めていただきました。

次年度も墓地公園の適正な維持管理にご協力ください。